

学校施設の使用手続きが変わります

図学校施設課 ☎32-2113

市教育委員会では、4月1日から学校施設の使用手続きを変更します。
市の学校施設を社会教育やその他の公共的な目的で使用する時は、学校に使用許可申請書を提出し、指定金融機関で使用料を支払ってください。
なお、使用料が免除される活動もあります。

■使用手続きの流れ



■使用料(1時間あたり)

施設名	金額
屋内運動場	400円
武道場	400円
プール	400円
屋外運動場	100円

※継続して使用したい団体は、学校で年間登録を行ってください

使用料が免除される活動

- 次のいずれかに該当する活動は、使用料が免除されます。
- 市または、市教育委員会が共催する事業
 - 町内会や消防団、高校生以下を対象としたスポーツ活動団体、障害者団体、65歳以上の人で構成する団体(例：老人クラブ)などがそれぞれの設置目的に基づき行う非営利の活動や行事
 - このほか、市教育委員会が特に必要と認める活動

スポーツやパソコンなど前向きに取り組んでいます
参加者からは、2年前に「走る会」というグループを作り、視覚障害者が積極的に外出をして体を動かす活動を行って、マラソンや登山にも挑戦していること、視覚障害者がパソコンの音声読み上げソフトを使って、メールのやり取りやインターネットを利用するなど、前向きに生活していることが紹介されました。



参加者
智和 譲さん(国分寺)
内田 取さん(田町)
奥西敦子さん(大田)
大山晶子さん(上之町)
中山恭子さん(沼)

1月30日(水)「視覚障害者の健康づくり」をテーマに、視覚障害者2人とサポートをしている3人が市長と意見交換を行いました。その概要をお知らせします。

障害者の立場にたった整備を
参加者からは、歩道の点字ブロックに劣化箇所があることや、点字ブロックの色が灰色だと弱視者には見えないなどの指摘がありました。また、計画中のJR津山駅周辺整備では、障害者の利用を考慮するように提言がありました。
市長は、点字ブロックの修繕や施設整備など、できる限り対応していきたいと話しました。

皆さんに知ってもらいたいサポートの輪を広げたい
参加者からは、市のスポーツ教室に、S.T.T(視覚障害者用の卓球)など、視覚障害者と健常者が一緒に楽しめる種目を取り入れられれば、視覚障害者が前向きにスポーツに取り組めるのではという意見が出ました。
市は、教室参加者の理解を求めながら、種目に取り入れることも検討してみたいと説明しました。
最後に、参加者は「視覚障害者が積極的に頑張っていることを市民の皆さんに知っていただき、サポートの輪が広がることを願っています」と話しました。

第3回「市民と市長のふれあいトーク」を開催

図秘書広報室 ☎32・2029

4月からごんごバスなどの運行内容が変わります

図産業政策課 ☎32-2075

市では、地域交通をより利用しやすくするために、4月1日から、ごんごバスの路線や時刻表の改正を行います。また、地域巡回バスは公平な負担で利用いただくため、有料となります。ご理解をお願いします。

主な改正点

ごんごバス

■小循環線

- 路線の変更(途中、津山広域バスセンター経由)
- 時刻表の軽微な改正

■西循環線

- ごんごバスに編入して料金・乗り継ぎを改正
- 各まわり(北・南)を1日5便に増便
- 時刻表の改正(空白時間帯の解消)

■東循環線

- 津山中央病院を経由する経路を見直し
- 時刻表の大幅な改正

■勝北線

- 時刻表の改正

■久米線

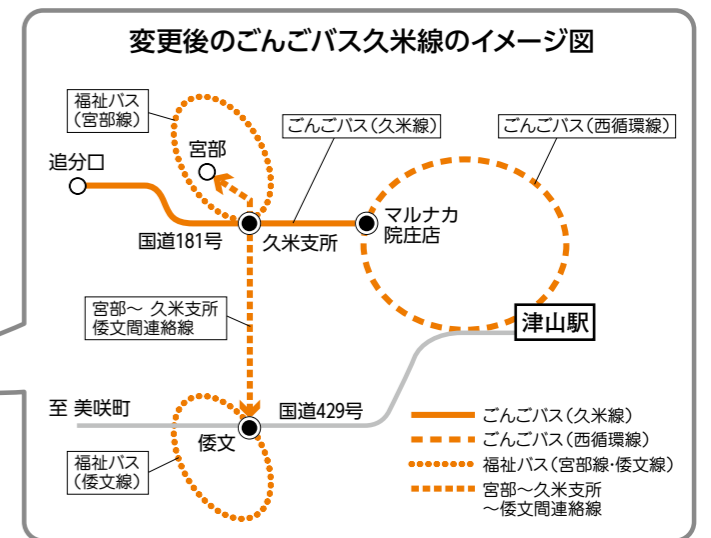
- 1日4便に増便
- 区間を短縮して、西循環線へ乗り入れる

■宮部～久米支所～倭文間の連絡線を設置

運行 週2日各2往復、料金 100円

地域巡回バス(旧福祉バス:久米・加茂・勝北地域)

- 1乗車100円
- ※詳しくは、今月号に折り込みの「時刻表」をご覧ください



4月から市役所に新しい窓口ができます

4月1日から、県から市に事務が移譲されます。申請などの窓口が変更になりますので、ご注意ください。

未熟児養育医療に関する事務

- ・給付申請の認定、医療券の交付、医療費の支払いなど
- ※給付申請の受け付けは、市で行っています
- 図こども課(津山すこやか・こどもセンター) ☎32-2065

自立支援医療(育成医療)に関する事務

- ・支給申請の受付、認定、受給者証の交付、医療費の支払いなど
- 図障害福祉課(市役所1階8番窓口) ☎32-2067

市内にのみ事業所を有する社会福祉法人に関する事務

- ・設立の認可、定款の変更、指導監査など
- 図生活福祉課(市役所1階10番窓口) ☎32-2063

専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道・飲用井戸に関する事務

- ・専用水道の確認申請、変更の受付、簡易専用水道の設置の受付など
- 図環境生活課(市役所1階1番窓口) ☎32-2055

